

公立大学法人高崎経済大学施設貸付規程

平成23年度

規程第168号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、公立大学法人高崎経済大学固定資産管理規程（平成23年度規程第45号）第29条の規定に基づき、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）が管理する土地、建物、設備及び物品（以下「施設」という。）の貸付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の貸付)

第2条 理事長は、業務に支障のない範囲において、施設を学内者（高崎経済大学（以下「本学」という。）の職員及び学生をいう。）以外の者（学内者であって、本来業務以外の目的で使用しようとするものを含む。）に貸し付けることができる。

2 施設の貸付は、1月又は1年を単位とする長期貸付及び半日又は1日を単位とする短期貸付とする。ただし、土地については、長期貸付に限るものとする。

3 前項の短期貸付けは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める範囲及び時間とする。

(1) 半日 午前9時から午後10時までの間で連続した4時間

(2) 1日 午前9時から午後10時までの間で連続した8時間

4 前項の場合において、8時間を超えて貸付け、又は所定の範囲を変更する必要があると理事長が認める場合は、1時間を単位として延長又は変更することができる。

(貸付期間)

第3条 前条第2項の長期貸付に係る貸付期間は、10年を超えることができない。

ただし、当該貸付期間は、必要に応じて更新することができる。

2 前条第2項の短期貸付に係る貸付期間は、30日を超えることができない。

(貸付の手続)

第4条 施設の貸付を受けようとする者は、貸付を受けようとする日の2月前までに施設貸付許可申請書（様式第1号）により申請し、理事長の許可を得なければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、その使用目的を審査し、適当と認められるものについて、許可するものとする。この場合において、理事長は、

必要に応じて条件を付すことができる。

3 理事長は、前項に規定する許可をするときは、当該許可に係る申請をした者に施設使用許可証（様式第2号）を交付するものとする。

4 貸付をすることができる施設及びその貸付料については、理事長が別に定める。
（張紙、文書配付等の制限）

第5条 施設内に張り紙、張り札等を掲示し、又は掲示板、立札、立て看板、旗、懸垂幕等を掲出しようとする者及び施設内で宣伝ビラその他の文書、図画等を配付し、又はその他の方法により宣伝行為（署名活動及び資金カンパ活動を含む。）を行おうとする者は、文書掲示等申請書（様式第3号）により理事長の許可を得なければならない。

2 理事長は、前項の許可をするときは、当該許可に係る申請をした者に文書掲示等許可証（様式第4号）を交付するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、掲示、掲出又は宣伝行為を許可せず、既に掲示等されているときは、理事長はこれを撤去するものとする。

（1）特定の政党を支持し、又はこれに反対するための活動を行うとき。

（2）特定の宗教のための活動を行うとき。

（3）特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つける活動を行うとき。

（4）内容、形式が品位に欠ける等理事長が不適當であると認めるとき。

（営利行為の制限）

第6条 施設内において営利を目的とした行為を行おうとする者は、営利行為許可申請書（様式第5号）により、理事長の許可を得なければならない。

2 理事長は、前項の許可をするときは、当該許可に係る申請をした者に営利行為許可証（様式第6号）を交付するものとする。

（工作物の設置等の制限等）

第7条 施設内に工作物その他の施設を設置しようとする者は、工作物設置許可申請書（様式第7号）により理事長の許可を得なければならない。

2 理事長は、前項の許可をするときは、当該許可に係る申請をした者に工作物設置許可証（様式第8号）を交付するものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、施設の管理、使用等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成23年12月21日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に長期貸付をしている施設に係る貸付期間については、第3条の規定にかかわらず、当該施設の長期貸付に係る契約によるものとする。

3 この規程の施行の際現に許可している行為については、この規程の相当規定により許可されたものとみなす。

附 則 (平成30年2月7日第18号)

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

施設貸付許可申請書

公立大学法人高崎経済大学理事長 様

住所

申請者 氏名

電話

学生は、学部学科等及び学生番号

職員は、職員番号

貴学の下記の施設の貸付を願いたいので、許可くださるよう申請します。

なお、借り受中は、貴学の規程類の遵守はもちろん、指示に従うとともに、規程に反した場合には、許可を取り消されても、不服は申しません。

目的	
場所	
期間	
責任者氏名	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

施設使用許可証

様

公立大学法人高崎経済大学
理事長

年 月 日付で申請のあった下記の施設使用を許可する。

なお、施設の使用に当たっては、公立大学法人高崎経済大学施設貸付規程に定める
遵守事項等を遵守するようにしてください。

用途	
場所	
期間	

年 月 日

文書等掲示許可申請書

公立大学法人高崎経済大学理事長 様

住所

申請者 氏名

電話

学生は、学部学科等及び学生番号

職員は、職員番号

貴学の施設内において、下記の張紙の掲示、掲示板の掲出、文書の配布等を行いたいので、許可願います。

なお、借り受中は、貴学の規程類の遵守はもちろん、指示に従うとともに、規程に反した場合には、許可を取り消されても、不服は申しません。

目的	
掲示等する物	
数量	
場所	
期間	
責任者氏名	

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

文書等掲示許可証

様

公立大学法人高崎経済大学
理事長

年 月 日付で申請のあった下記の張紙の掲示、掲示板の掲出、文書の配布等を許可する。

なお、張紙の掲示等を行うに当たっては、公立大学法人高崎経済大学施設貸付規程に定める遵守事項等を遵守するようにしてください。

掲示等する物	
数量	
場所	
期間	

年 月 日

営利行為許可申請書

公立大学法人高崎経済大学理事長 様

住所

申請者 氏名

電話

下記の理由により、貴学内において、営利行為（物品の販売・商品等の宣伝・契約の斡旋）を行いたいので、許可願います。

なお、下記の行為中は、貴学の業務、事業等の妨げとならないよう注意することはもちろん、貴学の施設に損傷を与えないよう約します。

また、貴学の規程類に抵触することがあれば、直ちにその指示に従い、改善し又は中止することを約します。

営利行為の内容	
使用場所	
使用期間	
責任者の氏名、連絡先等	
その他	

申請にあたり、営利行為の内容、種類、場所等が明確にわかるよう、図面等を添付すること。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

営利行為許可証

様

公立大学法人高崎経済大学
理事長

年 月 日付で申請のあった下記の営利行為（物品の販売・商品等の宣伝・契約の斡旋）を許可する。

なお、営利行為を行うに当たっては、公立大学法人高崎経済大学施設貸付規程に定める遵守事項等を遵守するようにしてください。

営利行為の内容	
使用場所	
使用期間	

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

工作物設置許可申請書

公立大学法人高崎経済大学理事長 様

住所
申請者 氏名
電話

下記のとおり、貴学敷地内に工作物を設置したいので、許可願います。

工作物の設置者	
工作物の種類、名称	
工作物の規模	
工作物の設置場所	
工作物の設置期間	
工作物についての管理責任者	
その他	

申請にあたり、工作物の規模、種類、設置場所等が明確にわかるよう、必要に応じて、図面等を添付すること。

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

工作物設置許可証

様

公立大学法人高崎経済大学
理事長

年 月 日付で申請のあった下記の工作物の設置を許可する。

なお、工作物の設置に当たっては、公立大学法人高崎経済大学施設貸付規程に定める遵守事項等を遵守するようにしてください。

工作物の種類、名称	
工作物の規模	
工作物の設置場所	
工作物の設置期間	